令和２年７月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 546 号

まつもとほうじん

令和２年（2020年）７月号
第５４６号

ホームページ　http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



―主 な 記 事―

税務ポイント……２頁
皆さんこんにちは・小松直哉氏……３頁
頑張ってます・山﨑真子さん……３頁
労務レポート……４～５頁
ふるさとの食シリーズ、保健の窓……６頁
睡眠改善で社員の免疫力を高めよう……７頁
緊急経済対策における税制上の措置……８～９頁
会員福利厚生制度ＰＲ……10頁
７月の予定、
　オンラインセミナー（ライブ配信）ご案内 等…11頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、
　川柳コーナー、あとがき……12頁
献血活動へのご協力のお願い……付録
オンラインセミナー（ライブ配信）ご案内……付録

ふるさとの食シリーズ

～山形村のブルーベリー～

松本平の西山沿いにある山形村は、県内有数のブルーベリー産地。村内には、5.38ヘクタールに渡り20園以上のブルーベリーの摘み取り農園があります。最近では多くの品種が栽培されており、なかには500円玉サイズのブルーベリーもありお客様を驚かせているようです。６月下旬～８月中旬にかけて観光客を受け入れ、摘み取り体験や持ち帰りができ、出荷の最盛期に入ります。

（山口吉孝編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㊽〕法人税その㊷

食事券を購入及び使用した場合の取り扱いについて

Q　この度、取引先の飲食店が販売している食事券を会社で購入することにしました。購入時や実際に使用する場合の経理処理について教えてください。

A　食事券については、基本的に商品券と同様に考えれば良いと思われます。商品券と言ってもいわゆる「商品券」から、「ギフトカード」「ビール券」「旅行券」「図書カード」等様々なものがありますが、会計上の処理は特別な場合を除き名称の如何を問わず同じに考えることができます。

食事券は買った時と使った時で、またはその使用目的で会計上の処理が異なります。

１．食事券（10,000円）を購入した時

購入した時は以下のような仕訳をします。

貯蔵品（資産科目）10,000　/　現金　10,000

＊上記の科目名称はそれぞれの企業の勘定科目によって異なりますが、流動資産科目として計上します。

なお、商品券、ギフト券、旅行券のほかテレホンカードなどのいわゆるプリペイドカードの譲渡は、物品切手等の譲渡として非課税とされています。

（注）商品券などの譲渡に課税すると、最終的に提供を受ける商品やサービスが同じ一つのものであるにもかかわらず、二重に課税されることになります。したがって、このような二重課税を避けるために商品券などの譲渡には課税しないことになっています。

２．食事券を使った時

食事券を使った時は、その使用目的によって処理が異なります。

（１）贈答用として使用した場合

交際費　　10,000　/　貯蔵品　10,000

（２）自社で消費した場合

福利厚生費　9,091　/　貯蔵品　10,000

仮払消費税　　909　/

（３）特定の社員へ支給した場合

給与　　10,000　/　貯蔵品　10,000

商品券など物品切手等を用いる取引では、物品切手等の購入は非課税とされ、後日、物品切手等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた時が課税の時期となります。

すなわち、仕入れに含まれる消費税額の控除は、商品券などを購入した時ではなく、後日その商品券などを使って実際に商品の購入又はサービスの提供を受けた者が、その時に行うことになります。

なお、事業者が自ら使う商品券などで継続して購入した日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合は、その経理処理が認められることになります。

事業者が自ら使う商品券などを購入した場合の控除する消費税額は、引換を受けた商品やサービスの価格ではなく、物品切手等の購入に要した金額をもとに計算することになります。

３．使用しないまま決算期を迎えた場合

贈答用として購入し、購入時に交際費として処理した場合で、使用せずに決算期を迎えた場合は、交際費から貯蔵品へ仕訳します。自社消費や従業員へ支給目的で購入時の処理をした場合で、使用せずに決算期を迎えた場合も同様です。

貯蔵品　10,000　/　交際費　10,000

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

令和２年度　全法連功労者表彰伝達式に関しまして

６月９日開催予定の（一社）長野県法人会連合会第８回通常総会は新型コロナウイルスの影響により開催されず、決議の省略となりましたので、同日開催予定であった『全法連功労者表彰』の伝達式も執り行うことが出来ませんでした。つきましては当誌面にて本年度の受賞者をご報告いたします。誠におめでとうございました。

副会長・豊科部会長	**高山　政登 氏**	（㈲高山自動車板金）
理　事・上土部会長・総務委員	**増田　博志 氏**	（㈱増田）
理　事・中央部会長・組織委員	**手塚　勝彦 氏**	（㈱中惣）



皆さん こんにちは♪

㈱小松電気設備
塩尻市桟敷
代表取締役社長　小松　直哉 氏

『将来は、人の役に立つ仕事がしたい』

塩尻市桟敷にあります様々な電気設備工事を手掛けている株式会社小松電気設備の小松直哉さん。先代の社長から27歳の時に会社を引き継いだ若い経営者です。社長就任当初、リーマンショックの苦難を乗り越え、昨今の激しい社会環境の変化にも迅速に対応し、確かな技術を持って対応しています。技術向上のために人財育成を協力会社とパートナーシップを築いて行うなど、柔軟な発想力と行動力で早期に実現しています。小松さんは、従業員の働き方や待遇面を積極的に見直し、社員満足度の向上に取り組まれ、若手を積極的に採用した結果、平均年齢42歳と職場に活気が溢れていました。今後は、社員一丸となって「お客様のために全ての知識・経験・技術を生かし、未来に残る建物を創りたい」と意欲に溢れていました。趣味はゴルフ。新婚の奥さまと一緒にゴルフを楽しむこともあるそうです。現在は、公益社団法人塩尻青年会議所の理事長を務め、地域・社会貢献活動にも取り組んでおられます。『将来は、人の役に立つ仕事がしたい』と熱く語って下さいました。

（廣田伸一編集委員）





頑張ってます!!

『地元の人たちと共に』

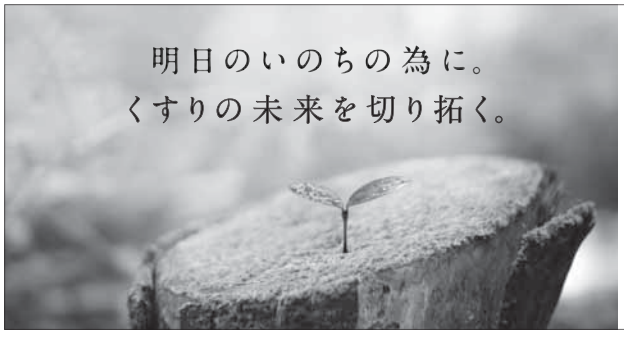
㈱地食地産
松本市浅間温泉
山﨑 真子（なおこ）さん

松本市浅間温泉に昨年７月オープンしました地域振興を目的に、いちご等の農産物の生産及び販売をしている「わいわい広場」で働く山﨑真子さん。わいわい広場は、Fresh＆Smileをコンセプトに、音泉いちごハウス、カフェお茶のわ、物産えんの屋、芝生広場の４つのエリアで構成され、地元で食べるものは地元で作ろうと地域の人と連携しながら運営しています（運営元の㈱地食地産はこのコンセプトからネーミング）。音楽を聴きながら育てる「音泉いちごハウス」は、自分で摘んだ苺をパック詰めして購入することができ、真っ赤なとっても綺麗な苺を年間通じて「摘み採り体験」ができる浅間温泉の新しい観光スポットを目指しています。

山﨑さんはショップで接客する仕事は初めてのようですが「お客様に喜んでいただくこと」を励みに頑張っています。野菜は地元の朝採りを販売。「売る物があって私たちがあることに感謝です。これからも地元の人たちとの関係を大事にしたい」とおっしゃいます。常連さんが買いに来てくださることが嬉しいとのことです。まっすぐで純粋な眼差しが印象的でした。

（山口吉孝編集委員）

さあ！ネットで申告・納税　イータックス（http://www.e-tax.nta.go.jp）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

労務レポート

小規模事業主の方を対象とした雇用調整助成金（特例措置）の申請につきまして

～国民の命を守る手段としての「自粛」という対応の後の経済再生に向けて！～

社会保険労務士　高　砂　礼　次



新型コロナウイルスの影響により世界中の人・モノの移動が止まり、社会経済が未曽有の打撃を被っている状況を目の当たりにしています。これからの時代、私たちはコロナを克服して昔を取り戻すことが出来るのか、それともコロナに適応した新しい生活スタイルをつくり上げていくのでしょうか。

いずれにしろ、これまでに培ってきた医学、薬学、科学、生産技術、情報通信技術等を礎とし、危機を乗り越えていくための努力を続けていかなければならないのですが、社会経済を支える“雇用”を守るために、国は「雇用調整助成金制度」を設けており、新型コロナ対策特例措置も導入されています。こちらの制度は手続きの煩雑さ等が指摘されてきましたが、利用者の意見等も踏まえながら手続きの簡素化、助成率・助成額の拡大も図られ、今後さらに使いやすい制度になることが期待されています。

今回は支給申請方法などが緩和された小規模事業主を対象とした雇用調整助成金の申請につきましてご紹介いたします。ここでいう「小規模事業主」とは、“概ね従業員が20名以下の会社、個人事業主の方”を対象としています。なお、従業員数20名以下というのは「雇用保険被保険者」と「それ以外の方（アルバイト、パートタイマー、派遣社員 等）」の合計数となりますが、「雇用保険被保険者の方」には「雇用調整助成金」、「それ以外の方」は「緊急雇用安定助成金」を申請していただくことになりますのでご注意ください。

この二つの助成金につきましてはマニュアルや支給申請書が厚生労働省HPにてご案内されていますのでこちらをご確認ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html を直接入力いただくか【雇用調整助成金の様式のダウンロード】で検索。）

「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」ともに、まずは“助成率”の確認からしていただきます。助成率は申請する賃金締切期間が定められた期間内であるか、期間内の雇用の維持状況等で変わりますのでご注意ください。確認いただけましたら３種の支給申請書に必要事項を記入します。支給申請書は、

【雇用調整助成金】の場合

□「様式新特小第２号：休業実績一覧表」
□「様式新特小第１号：雇用調整助成金 支給申請書」
□「様式新特小第３号：支給要件確認申立書」

【緊急雇用安定助成金】の場合

□「様式新小第２号：休業実績一覧表」
□「様式新小第１号:緊急雇用安定助成金 支給申請書」
□「様式新小第３号：支給要件確認申立書」※
※３号は雇用調整助成金と同時に申請する場合は提出不要。

となります。いずれもマニュアルに記入方法が記載されていますのでご確認願います。また、両助成金ともに上記３種類の支給申請書類に加えて、添付書類として、

□「比較した月の売上などがわかる書類」
→売上簿、レジの月次集計、収入簿など
□「休業させた日や時間がわかる書類」
→タイムカード、出勤簿、シフト表など
□「休業手当や賃金の額がわかる書類」
→給与明細の写しや控え、賃金台帳など
□「（役員等がいる場合）役員名簿」
→生年月日が入っているもの

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

が必要となりますが、振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピーも添付が求められています。

なお、繰り返しとなりますが上記は小規模事業主を対象とした簡素化された申請方法であり、小規模事業主以外の方は申請方法が異なりますのでご注意ください。（小規模事業主以外の方向けには、申請方法ガイドブックにて詳細がご案内されておりますのでご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf を直接入力いただくか、【雇用調整助成金ガイドブック】で検索。）

申請期限につきましては、支給対象月の末日の翌日から、２か月以内ですのでご承知いただきたいと思います。以下に、助成金の内容の拡大がされた点や、延長された部分をお知らせいたします。

①緊急対応期間の延長
４月１日～６月30日→**４月１日～９月30日まで**
②生産指標（生産量、販売量、売上高等）要件の緩和
３か月10%以上減少 → **１か月５%以上減少**
③解雇などをせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充
原則９/10 → **一律10/10（100%）**
④助成額の上限額
8,330円 → **15,000円**

③および④の引き上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、令和２年４月１日に遡って適用となります。なお、労働局やハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、再度申請手続きは必要ございません。

利用者の声を受け、４月以降申請がだいぶ簡素化されてきておりますが、未だ申請手続きにご苦労されている企業も多いかと存じます。ハローワークや商工会議所・商工会、各市町村などでも相談窓口が設けられておりますので、こうした力も借りながら諦めずに申請をされ明日のための「今」を生き抜かれることを願っています。

末筆ではございますが、本稿は執筆時点（６月19日）での政府・厚労省の情報を基に解説しております。７月号の労務レポートが、会員の皆様のお手元に届けられるまでに、更に簡素化・拡充などが図られ、より使いやすい助成金になっていくかもしれません。最新の情報を確認していただくようお願い申し上げます。もうひと踏ん張り頑張ってこの危機を皆さんで乗り切りましょう！

※本稿でご紹介しておりますURLなどは６月26日時点の情報であり、今後変更される可能性もございますのでお含み置き頂きますようお願い申し上げます。

高砂社会保険労務士事務所
〒399－0703 塩尻市広丘高出2226-10
TEL･FAX 0263-54-2690

松本法人会の全ての会員の皆様へ
あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力のお願い

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様に**お知合い**や**お取引先**の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）を**ご紹介いただき**、当会への**ご入会のきっかけ**とさせていただく運動です。

詳しくは広報誌５月号でお配りしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。
※詳しくは事務局までお問い合わせ願います（☎0263-35-8080）



ご協力よろしくお願い申し上げます!!

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

【ふるさとの食】シリーズ④

生産量全国一を誇る「山形村のブルーベリー」

日本にブルーベリーが導入されたのは、1951年昭和26年の頃。当時の農林水産省北海道農業試験場が、アメリカからハイブッシュブルーベリーを導入したのがはじまり。2017年には長野県のブルーベリー生産量が、東京・茨城を抜いて全国１位。山形村では、20年ほど前から生産が始まり、現在では日本一の生産量を誇るまでになりました。山形村一帯に広がる火山灰の良質な土壌により作物が美味しく育つようです。

ブルーベリーは、１つのつぼみから５つ以上の花を咲かせ、その花が果実へと成長します。果実に栄養分を集中させるため咲き始めた花をあえて摘み取りし、この摘花作業によって、もともと大粒の品種である果実が夏にはさらに大きな「ひと粒」として実ることができるようです。





今年も山形村観光協会では、ブルーベリー食べ放題を企画。入園料込み、１時間大人1200円子供1000円で楽しめます。他の摘み採り農園では、入園料大人300円子供200円（基本）で、摘み採りの重さによるグラム売りをしています。摘み採りは、涼しい午前がお勧めのようですよ。

（山口吉孝編集委員）

保健の窓

マスクの着用と熱中症予防対策

この夏は職場や人混みでのマスク着用が求められており、厳しい暑さの中、熱中症への対策が例年以上に重要となっております。感染症予防と熱中症予防、ともに生命にかかわるもので是非皆様にも心掛けていただきたいと思います。本稿では環境省と厚生労働省から公表されている対策のポイントをお伝えいたします。

【マスクの着用について】

・屋外で人と十分な距離（２m以上）が確保できる場合はマスクを外す
・着用したまま強い負荷の作業や運動は可能な限り避ける

【暑さを避ける】

・涼しい服装、日傘や帽子
・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所に移動（室内や日陰へ）

【のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を】

・１日あたり1.2リットルを目安（１時間ごとコップ１杯）
・大量に汗をかいた時は塩分補給も忘れずに

【エアコン使用中も換気を】

・一般的な家庭用エアコンは室内の空気を循環させるだけで換気は行っていないのでこまめな換気を心掛ける（その際にエアコンを止める必要はない）
・換気をする際には２か所（窓とドアなど）を開ける

【日頃の体調管理】

・適度な運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で「毎日30分程度」）
・定時の体温測定と健康チェック

睡眠改善で社員の免疫力を高めよう

日刊工業新聞社　岡田　直樹

新型コロナウイルスの影響が長期化しそうだ。業種や企業によっては、在宅勤務やリモートワークが日常化し、健康面の自己管理がより重要になろう。企業はコロナ第二波や新興ウイルスに備えて「睡眠の質」の改善を支援し、社員の免疫力を高めておきたい。

今や日本人の５人に１人は寝付きにくい、眠りが浅い、早朝覚醒などの悩みを抱えているといわれる。在宅勤務では昼夜逆転など睡眠時間に乱れが生じやすい。また在宅勤務から在社勤務への切り替え時に、環境急変によるストレスから不眠症になるケースもある。

社員の「睡眠の質」を改善させる取り組みが、生産性や労働安全のみならず、感染症対策や心の健康の視点からも重要性を増している。先進的な企業では睡眠健康指導士を招いて研修を実施したり、腕時計型の睡眠センサーを導入して社員がスマホで自己管理したりするところもある。

中小企業でもできることがある。住宅リフォーム業のＯＫＵＴＡ（さいたま市）では、社員が就業時間中にオフィスのデスクや社用車で15～20分ほど仮眠をとれる「パワーナップ制度」が定着している。会長の奥田イサム氏が大きな事故にあったのをきっかけに、健康や企業の持続性を大切にする経営へ方針転換。その取り組みの一環として始めた。導入から８年がたち、作業効率の改善や居眠り運転の防止、創造力の発揮など、さまざまな効果が現れているという。

睡眠時間は多くの疾病リスクと密接に関わっている。厚生労働省の調査によると、疲労の蓄積度が「高い」または「非常に高い」と判定される人の割合は、睡眠時間が短くなるにつれて高くなる傾向がみられる。睡眠不足が続き〝睡眠負債〟が溜まると、肥満や糖尿病、高血圧症、ガンなど生活習慣病の危険因子になるとの研究報告もある。〝睡眠負債〟は免疫力を低下させ、感染症にかかりやすくなることも判明している。カリフォルニア大学の精神医学博士アリック・プレイサー氏の研究論文によると、風邪をひく確率は、睡眠時間が５時間未満の人では4.50倍、５～６時間では4.24倍で、７時間睡眠をとった人より高い確率を示している。

多くの読者はご存じないかもしれないが、９月３日は睡眠健康推進機構（東京都文京区）が定めた秋の「睡眠の日」。「ぐっすり」の語呂合わせになっている。機構では世界睡眠医学協会の「世界睡眠デー」にちなみ、３月18日を春の「睡眠の日」に定め、それぞれ前後１週間を睡眠健康週間とし、睡眠に関する知識の普及や啓発の活動を行っている。

『「寝てない自慢」「食べてない自慢」「忙しい自慢」。日本人が好む職場での自慢話―』。かつてツイッターにこんなつぶやきがあり反響を呼んだ。「睡眠の日」が浸透しにくいのは「睡眠の質」とともに「労働の質」を軽視してきたせいもあるのではないか。

「寝てない自慢」に違和感を持たない組織では、創発や効率改善の取り組みは生まれにくい。在宅勤務など社外で働く機会が増えれば、健康面の自己管理ができて着実に成果をあげられる人材がより評価される時代になろう。コロナ禍による経済危機は、ポジティブに捉えれば働き方改革を加速し、人材評価のモノサシを見直す奇貨ともいえる。急激な経営環境の変化にも、しなやかに対応できるよう、組織の「免疫力」も高めておきたい。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）　1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、現在、特別論説委員。埼玉県出身。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和２年４月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

どこでも申告・納税　イータックス（http://www.e-tax.nta.go.jp）

１ 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで１年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要
▷令和２年２月から納期限までの一定の期間（１カ月以上）において、収入が大幅に減少**（前年同期比概ね20％以上の減）**した場合について１年間納税を猶予。 ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。 **▷担保は不要。** **▷延滞税は免除。**

【申請手続】

令和２年６月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

２ 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が１億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が１億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100％子会社及び100％グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和２年２月１日から令和４年１月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

３ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は７％（資本金が3,000万円以下の法人は10％）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）
（ 要　件 ）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア

【適用時期】

令和３年３月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

４ 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件
①　特例に係る法律の施行（令和２年４月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、 ②　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月１日から令和３年１月31日までの期間の内、**一定期間（１カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50％以上減少）した場合**で、かつ、 ③　当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 （注１）　原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から２カ月 ▷個人：課税期間の翌年の３月末 （注２）　国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を２年間継続する必要はありません。**

【適用時期】
特例法の施行日（令和２年４月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和３年度課税の１年分に限り、償却資産と事業用家屋**に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１又はゼロとする措置が講じられます。

（※）令和２年２月～10月までの**任意の３カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30％以上50％未満減少している者	**２分の１**
50％以上減少している者	**ゼロ**

【適用時期】
令和３年１月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和５年３月31日まで適用期限が２年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均１％以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの** ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和４年度までの２年間に限り延長（令和５年３月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和３年１月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注） 施行日の前日（令和２年４月29日）までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 **（入居期限：令和２年12月31日⇒令和３年12月31日）** ① 注文住宅の新築は令和２年９月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和２年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと **(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件** **（取得日から６カ月以内⇒増改築等完了の日から６カ月以内）** ① 既存住宅取得の日から５カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和２年４月30日）から２ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限が６カ月延長され、令和３年３月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から６月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和３年度末（令和４年３月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002　新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

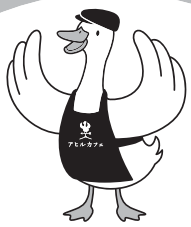
全法連ホームページ
新型コロナウイルスに関する対策リンク集

「消費税申告一声運動実施中」

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

●契約年齢●
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

がんを含む病気やケガの備えに



ライフステージの変化に
ちゃんと応える医療保険EVER

健康な人も、病気になった人も、ライフステージの変化に合わせて保障を変えられる医療保険

■通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
〈入院一時金特約〉を付加した場合 保険期間:終身

入院		5日未満の場合（一律5日分）	2.5万円
		5日以上の場合 1日につき	5,000円
	プラス 入院一時金特約 入院一時金	1回の入院につき	5万円（特約給付金額5万円の場合）
手術	重大手術	がん（悪性新生物）に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など所定の手術 1回につき	20万円
	手術	入院中の手術（重大手術を除く） 1回につき	5万円
	手術	外来による手術（重大手術を除く） 1回につき	2.5万円
放射線治療		1回につき	5万円
入院前後の通院		1日につき	5,000円

（入院・手術・放射線治療・入院前後の通院：終身）

月払保険料例 集団扱
通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型〈入院一時金特約〉特約給付金額5万円
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります（保険料が割増となる場合があります）。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス
就労所得保障一時金特約 / 精神疾患保障一時金特約 / 介護一時金特約 / 認知症介護一時金特約

心配な「がん」の備えに NEW



\NEW/
アフラックの
生きるためのがん保険 ALL-in

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事由に該当する必要があります）。

■保険期間:終身（治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新）

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと	特約給付金額10万円の場合 10万円（通算600万円まで）
	先進医療⚠	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち	自己負担額と同額（通算2,000万円まで）（がん先進医療一時金 上記に加えて、1年間に1回を限度 15万円）
治療関連費に備える	診断	一時金として がん	50万円 上皮内新生物 5万円
	特定診断⚠	一時金として	がん 50万円
	複数回診断	1回につき がん	50万円 上皮内新生物 5万円
	入院	1日につき	5,000円
	通院	1日につき	5,000円

（治療費に備える：10年更新／治療関連費に備える：終身）

特定保険料払込免除⚠ 入院や通院が所定の条件に該当したとき以後の保険料はいただきません（保障は継続します）

⚠上皮内新生物は保障の対象外
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱
解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身（治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新）
特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス
外見ケア特約⚠

●「ちゃんと応える医療保険EVER」は、将来特約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申込みまたは保障を見直すときの健康状態などによってはお引受けできない場合があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職（脱退）後は個別保険料率に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
長野支社　〒380-0823 長野市南千歳1-12-7　新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル　0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ！　アフラック 法人会　検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P19430 AFツール-2020-0085-2006035 2月7日

令和２年７月以降
新型コロナ感染予防に留意した社会経済活動の再開に向けた対応について

当会では先日公表された、６月１日以降の長野県としての対応について～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立（令和２年５月29日付）～の趣旨に沿って、実施可能な行事から順次再開することを検討していくこととなりました。

引き続き感染予防の徹底に留意しながら、今後はこの方針に基づき活動の再開に向けて取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

ソーシャルディスタンスに配慮した会場設営、マスク着用、手指消毒、会場換気等の徹底を基本としながら、状況を注視し、参加者の安全面を第一に考えながら実施可能な各種会議、研修会を開催してまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。（なお､夜の時間に実施する飲食を伴う会議等は恐れ入りますが今しばらく開催を見合わせることとさせていただきます。）

一般社団法人松本法人会

旧松本市内の部会の皆様へ
会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、６月12日(金)にご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申しあげますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

７月の予定

２日税制委員会グループ会議　**９日**研修委員会　**10日**正副会長会、役員会　**15日**オンラインセミナー（ライブ配信）　**16日**県連青年部連絡協議会　**21日**組織委員会　**29日**オンラインセミナー（ライブ配信）

※８日女性部幹事会、22日青年部納涼ビールパーティー、29日決算説明会は恐れ入りますが中止させていただきます。なお、決算説明会の資料をご希望されます方は事務局までご連絡ください。（☎35-8080）

～ 今欲しい情報を､今お届けする ～
特別企画 オンラインセミナー（ライブ配信）開催のご案内

当会ではこの度､「今欲しい情報を、今お届けする」というコンセプトのもと、２つのテーマでオンライン（ライブ配信）形式のセミナーを下記の通り開催いたします。

当会会員でインターネットに接続できる環境であればお気軽にご参加いただけます。参加費は無料です。是非、ご利用ください。

雇用調整助成金で危機を乗り切ろう！
～申請書類作成のポイント～

○７月15日(水) 14:00～15:30
（申込締切日：**７月８日**）
○講師：荒木康之氏（特定社会保険労務士）

給付金等支援策解説セミナー
～第2次補正予算で追加になった支援策を解説します～

○７月29日(水) 14:00～15:30
（申込締切日：**７月21日**）
○講師：井手美由樹氏（中小企業診断士）

・この研修会はWeb会議アプリ『Cisco Webex』を使用してご参加いただくオンラインセミナーです。ご視聴にはPC、スマホ、タブレット等が必要となります。
・事前申込制です。同送のチラシに記載しております『申込サイト』からお申し込みください。(参加費無料。先着50名［当会会員のみ］)
・講座内容や申込方法等の詳細は同封のチラシにてご確認ください。
・当セミナーは例年９月に開催しております「夏期特別研修会」に代えての開催となります。皆様の安全に配慮した決定でございます。ご了承お願いいたします。

皆様のご参加をお待ちしております！

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

地区トピックス　『松本市防災物資ターミナル』



本年２月、松本市島内地区に松本市防災物資ターミナルが完成しました。平時は備蓄物資の集中保管および消防団の救助訓練などの活動拠点として利用され、大規模災害時には災害地支援物資の集積拠点として活用されます。大雨や台風、地震など近年各地で自然災害が発生しています。何もないのが一番ですが備えをしっかりとすることは非常に大切です。**（廣田伸一編集委員）**

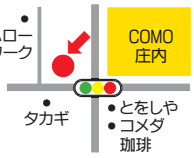
レストラン シアトル

パスタ と ピザと 石焼ステーキの店 **シアトル**



衛生対策も徹底し、皆様に少しでも安心してご来店いただけるよう心がけております。

パスタ と ピザと 石焼ステーキの店 **シアトル**
松本市筑摩1-18-7
TEL0263-31-6102



川柳コーナー

予防策
頑張ってたら
風邪ひかず

ぽんぽんと
西瓜とお腹
たたく夏

愛娘
日焼け誇るは
今だけか

新米

あとがき

世界中に混乱を巻き起こしている新型コロナウイルス。この出来事で、多くの人に様々な感情が生まれたと思います。ネガティブなことを挙げればキリがありませんが、見方を変えてポジティブなことを挙げてみたいと思います。まず、家族と一緒に過ごす時間が増えました。一緒に食事をすることが当たり前となり会話が増えました。様々な会合が無くなりましたのでお酒の量が激減しました。夜は、22時には就寝し４時に起床するようになりました。休日は、趣味など自分の時間が増えました。また、人に会うことを制限していたので、離れて暮らす両親や兄弟、普段当たり前のように会っていた仲間などを想う気持ちが溢れてきました。新型コロナウイルスと向き合い、家族との関係性が深まり、規則正しい生活を送り、人との繋がりの大切さを感じたり、とても豊かな人生を過ごせているような気がします。そして、この機会は「本当に大切なこと」を気づかせてくれました。しばらくこの状況は続くと思いますが、早期に収束することを願いつつも、時にはポジティブに捉えて、みんなで力を合わせて苦難を乗り越えていきたいものです。

（廣田）
（本号編集委員：山口吉孝　廣田伸一）



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月1回１日発行）
印刷所　信州印刷株式会社

ホームページリンク企業募集！　くわしくは事務局まで